

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学外者表彰規程

平成16年12月7日

規程第 91 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」が行う教育研究活動、その他業務に関し特に貢献した学外の者(団体を含む。)（以下「学外者」という。）に対する表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学外者に行うことができる。

- (1) 本学が行う教育研究活動において、本学に多大の貢献をした者
- (2) 本学が関わる産官学連携活動等において、本学に多大の貢献をした者
- (3) 本学に寄附等により、本学に多大の貢献をした者
- (4) 本学が行う学術研究に係る分野で顕著な業績を挙げた者
- (5) その他本学に多大の貢献をした者

2 前項に規定する者には、表彰の時点において、死亡等の者を含むものとする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 役員又は研究科長は、前条に該当すると認められる者がある場合は、推薦書（別紙様式第1号）を、学長に提出するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 学長は、前条の表彰者を決定したときは、表彰状（別紙様式第2号）を授与する。

2 学長は、前項の表彰状に添えて、記念品等を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、当該表彰の内容を勘案し、学長が決定する。

(事務)

第7条 学外者の表彰に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学外者の表彰に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

表彰推薦書

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

推薦者：職名

氏名

印

下記の者を国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学外者表彰規程第3条の規定に基づき推薦します。

記

1. 表彰候補者：所属・団体名

職名・氏名

2. 表彰該当事項：国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学外者表彰規程第2条第1項_____号

3. 推薦理由：

4. 参考資料等：

別紙様式第2-1号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは教育研究活動の〇〇〇において本学に多大な貢献をさ
れました

よってここにその貢献を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇 印

別紙様式第2-2号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは産官学連携活動の〇〇〇において本学に多大な貢献を

されました

よってここにその貢献を称えこれを表彰します

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇

印

別紙様式第2－3号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは本学に多大な寄附をされましたよってここにその貢献

を称えこれを表彰します

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

○ ○ ○ ○ 印

別紙様式第2-4号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは本学の行う学術研究に係る分野で顕著な業績を挙げら
れました

よってここにその業績を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

○ ○ ○ ○

印

別紙様式第2-5号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは〇〇〇において本学に多大な貢献をされました

よってここにその貢献を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇 印